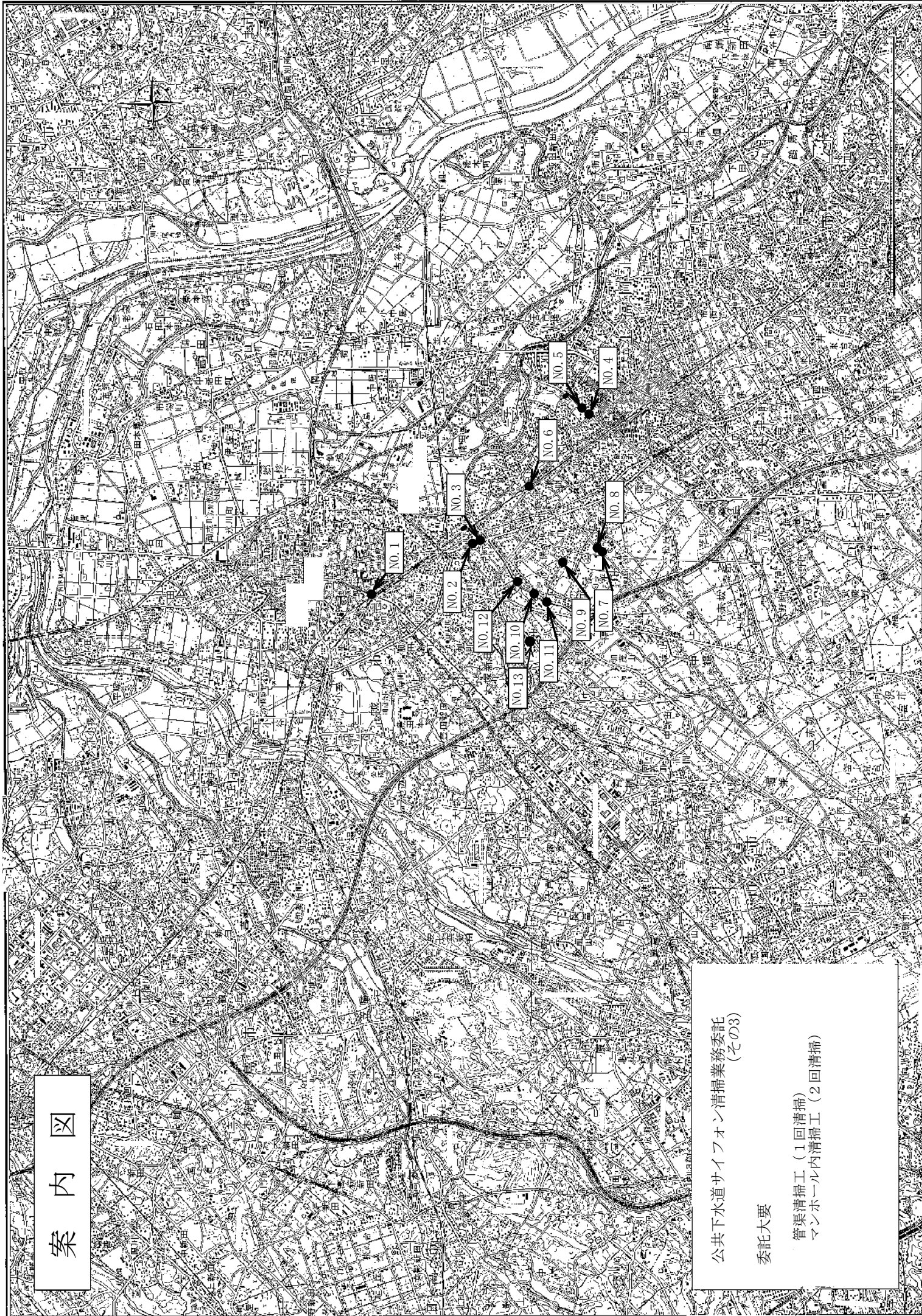


令和7年度								委 託 仕 様 書							
委 託 名				公共下水道サイフォン清掃業務委託（その3）											
委 託 場 所				川越市中原町2丁目地内ほか12箇所											
路 河 川 名 称															
事 業 名				污水管渠維持事業											
委 託 大 要				管渠清掃工（1回清掃） 一式 マンホール内清掃工（2回清掃） 一式											

案内図



公共下水道サイフォン清掃業務委託
(その3)

委託概要

管渠清掃工 (1回清掃)

マンホール内清掃工 (2回清掃)

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0706) 令和07年06月						
工 期	当 初	自		至	令和 8年 3月 13日		
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和07年06月						
主たる工種	下水道工事 (2)						
施 工 地 域	市街地 (D I D 補正) (1) -3						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 委 託 費 内 訳 書								
委託区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
下水道施設整備					式			
				1				
└ 委託費					式			
				1				
└ └ サイフォン清掃					式			
				1				
└ └ └ 管渠清掃工（1回清掃）					式			
				1				
└ └ └ └ $\phi 250$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）					m			第1号一位代価表
				42				
└ └ └ └ $\phi 300$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）					m			第2号一位代価表
				78				
└ └ └ └ $\phi 350$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）					m			第3号一位代価表
				77				
└ └ └ └ $\phi 500$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）					m			第4号一位代価表
				19				
└ └ └ └ $\phi 600$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）夜間					m			第5号一位代価表
				72				
└ └ └ └ $\phi 700$ mm高压洗浄車清掃工（ $D \leq 6$ ）（土砂30%）夜間					m			第6号一位代価表
				24				
└ └ └ └ $\phi 250$ mm高压洗浄車清掃工（ $6 < D \leq 12$ ）（土砂30%）					m			第7号一位代価表
				109				

本 委 託 費 内 訳 書									
委託区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — — —	水替工					式			第8号一位代価表
				1					
— — — —	水替工 夜間					式			第9号一位代価表
				1					
— — — —	土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）					m3			第10号一位代価表
				10					
— — —	マンホール内清掃工（2回清掃）					式			
				1					
— — — —	吸泥車清掃工（D ≦ 6）					m3			第11号一位代価表
				5					
— — — —	吸泥車清掃工（6 < D ≦ 12）					m3			第12号一位代価表
				2					
— — — —	土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）					m3			第13号一位代価表
				7					
— —	仮設工					式			
				1					
— — —	安全費					式			
				1					
— — — —	交通誘導警備員					式			第14号一位代価表
				1					
— — — —	交通誘導警備員（夜間）					式			第15号一位代価表
				1					

本 委 託 費 内 訳 書								
委託区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ー 直接委託費					式			
				1				
ー ー 共通仮設費計					式			
				1				
ー ー ー 共通仮設費（率分）					式			
				1				
ー 純委託費					式			
				1				
ー ー 現場管理費					式			
				1				
ー 委託原価計					式			
				1				
ー ー 一般管理費等					式			
				1				
委託価格					式			
				1				
ー 消費税相当額					式			
				1				
委託費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

φ 2 5 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
揚泥車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第2号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	8.82				
合 計		m			
	(1		当り		
					)

第2号一位代価表

φ 3 0 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
揚泥車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第2号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	10.00				
合 計		m			
	(1		当り		
					)

第3号一位代価表

φ 3 5 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
揚泥車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第2号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	11.84				
合 計		m			
	(1		当り		
					)

第4号一位代価表

φ 5 0 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
揚泥車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第2号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	21.43				
合 計		m			
	(1		当り		

第5号一位代価表

φ 6 0 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %) 夜間

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 (夜間) 1 4 7 k W 4 t		日			第4号特殊施工
揚泥車運転工 (夜間) 1 4 7 k W 4 t		日			第5号特殊施工
給水車運転工 (夜間) 1 3 2 k W 4 t		日			第6号特殊施工
洗浄水		m ³			
	28.13				
合 計		m			
	(1		当り		

第6号一位代価表

φ 7 0 0 mm 高压洗浄車清掃工 (D ≤ 6) (土砂 3 0 %) 夜間

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 (夜間) 1 4 7 k W 4 t		日			第4号特殊施工
揚泥車運転工 (夜間) 1 4 7 k W 4 t		日			第5号特殊施工
給水車運転工 (夜間) 1 3 2 k W 4 t		日			第6号特殊施工
洗浄水		m ³			
	34.62				
合 計		m			
	(1		当り		
					)

第7号一位代価表

φ 2 5 0 mm 高压洗浄車清掃工 (6 < D ≤ 1 2) (土砂 3 0 %)

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工 1 4 7 k W 4 t		日			第1号特殊施工
強力吸引車運転工 1 5 4 k W 4 t		日			第7号特殊施工
給水車運転工 1 3 2 k W 4 t		日			第3号特殊施工
洗浄水		m ³			
	8.82				
合 計		m			
	(1		当り		

第8号一位代価表

水替工

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
潜水ポンプ運転工 口径 1 0 0 mm 揚程 1 5 m		日			第8号特殊施工
潜水ポンプ据付・撤去工		回			第9号特殊施工
止水プラグ損料 内径 3 5 0 mm		日			
合 計		式			

第9号一位代価表

水替工 夜間

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
潜水ポンプ運転工（夜間） 口径 1 0 0 m m 揚程 1 5 m		日			第10号特殊施工
潜水ポンプ据付・撤去工（夜間）		回			第11号特殊施工
止水プラグ損料 内径 3 5 0 m m		日			
合 計		式			

第10号一位代価表

土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運搬工 4 t D I D 7 0 % 未 満 3 0 % 以 上 1 6 k m 以 下		hr			第12号特殊施工
合 計		m3			

第11号一位代価表

吸泥車清掃工 (D ≤ 6)

1.000 m³ 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運転工 マンホール清掃 1 4 7 k W 4 t		日			第13号特殊施工
高圧洗浄車運転工 マンホール清掃 1 4 7 k W 4 t		日			第14号特殊施工
洗浄水		m ³			
	0.90				
合 計		m ³			

第12号一位代価表

吸泥車清掃工 (6 < D ≤ 12)

1.000 m³ 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 マンホール清掃 1 5 4 k W 4 t		日			第15号特殊施工
高圧洗浄車運転工 マンホール清掃 1 4 7 k W 4 t		日			第14号特殊施工
洗浄水		m ³			
	0.90				
合 計		m ³			

第13号一位代価表

土砂処分工（中間処分場 川越市指定の処分場）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
揚泥車運搬工 4 t D I D 7 0 %未満 3 0 %以 上 1 6 k m以下		hr			第12号特殊施工
合 計		m3			

第14号一位代価表

交通誘導警備員

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員A		人			
交通誘導警備員B		人			
合 計		式			

第15号一位代価表

交通誘導警備員（夜間）

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員A		人			夜間
交通誘導警備員B		人			夜間
合 計		式			

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 高压洗浄車運転工
PJ0010

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
高压洗浄車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運転工
PJ0020

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0003 号 一位代価表(特殊施工単価) 給水車運転工
PJ0030

1 3 2 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
一般運転手	人				
給水車損料 1 3 2 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0004 号 一位代価表(特殊施工単価) 高压洗浄車運転工(夜間)
PJ0540

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				夜間
清掃作業員	人				夜間
特殊運転手	人				夜間
高压洗浄車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0005 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運転工(夜間)
PJ0120

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				夜間
一般運転手	人				夜間
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0006 号 一位代価表(特殊施工単価) 給水車運転工 (夜間)
PJ0130

1 3 2 kW 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
一般運転手	人				夜間
給水車損料 1 3 2 kW 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0007 号 一位代価表(特殊施工単価) 強力吸引車運転工
PJ0040

1 5 4 kW 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料 1 5 4 kW 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0008 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ運転工
PJ0210

口径 1 0 0 mm 揚程 1 5 m

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				
工事用水中モータポンプ [普通型] 潜水ポンプ 口径 1 0 0 mm 全揚程 1 5 m	日				
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型 (第 1 次) 2 0 / 2 5 k V A	日				
合 計	1	日	当り		

第 0009 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ据付・撤去工
PJ0220

1.000 回 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
合 計	1	回	当り		

第 0010 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ運転工(夜間)
PJ0310

口径 1 0 0 mm 揚程 1 5 m

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃作業員	人				夜間
工事用水中モータポンプ [普通型] 潜水ポンプ 口径 1 0 0 mm 全揚程 1 5 m	日				
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型 (第 1 次) 2 0 / 2 5 k V A	日				
合 計	1	日	当り		

第 0011 号 一位代価表(特殊施工単価) 潜水ポンプ据付・撤去工(夜間)
PJ0320

1.000 回 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				夜間
合 計	1	回	当り		

第 0012 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運搬工 土砂処分
PJ0410

1 4 7 k W 4 t

1.000 hr 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	hr	当り		

第 0013 号 一位代価表(特殊施工単価) 揚泥車運転工 マンホール清掃
PJ0510

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
一般運転手	人				
揚泥車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0014 号 一位代価表(特殊施工単価) 高圧洗浄車運転工 マンホール清掃
PJ0520

1 4 7 k W 4 t

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
特殊運転手	人				
高圧洗浄車損料 1 4 7 k W 4 t	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0015 号 一位代価表(特殊施工単価) 強力吸引車運転工 マンホール清掃
PJ0550

1 5 4 k W 4 t

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
★軽油 1.2号	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料 1 5 4 k W 4 t	hr				
合 計	1	式	当り		

公共下水道サイフォン清掃業務委託

(その3)

標 準 仕 様 書

川越市上下水道局

第1章 総 則

1 適 用 範 囲

- (1) 本仕様書は、川越市下水道管渠の清掃作業、管渠内調査作業（以下「作業」という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書、及び設計図書等に疑義を生じたときは、監督員の指示または協議によるものとする。

2 用 語 の 定 義

この仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 指示とは、当局の発議により監督員が、受注者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- イ 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- ウ 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 法 令 の 遵 守

- (1) 受注者は、作業を施行するに当り、法律及びその他の関係法令、条例、規則、委託契約約款等並びに当市が他の企業等と締結している協定を厳守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用の受注者が費用を負担し責任をもって行うこと。

4 手 続 き 及 び 提 出 書 類

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可をうけなければならない。（発注者が行う場合もある。）
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。
 - ア 管理技術者届及び業務従事者名簿
 - イ 委託業務実施計画書
 - ウ 委託業務計画書
 - エ 産業廃棄物収集・運搬委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条の2第3号に基づき川越市上下水道局と契約する。

(3) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

受注者は、日報を毎日、当局の指示する様式に記入し提出すること。

(4) 作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

ア 委託業務実施報告書

イ 作業の記録写真

ウ 完了図書一式

エ 支払請求書及び明細書

オ その他監督員が指示するもの。

5 現 場 体 制

(1) 受注者は、作業の技術及び経験を有する管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 受注者は、善良な作業員を選び、秩序正しい作業をなさしめ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を使用しなければならない。

(3) 受注者は、適正な作業の進捗を図り、十分な数の作業員を配置しなければならない。

6 地 先 住 民 と の 協 調

(1) 受注者が、作業に当地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。

(2) 受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの作業について報酬等をうけてはならない。

作業員等の上記行為については、受注者がその責任を負うものとする。

7 損 害 賠 償 及 び 補 償

(1) 受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。

(2) 受注者は、作業に当地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。

復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

8 工 程 管 理

- (1) 受注者は委託業務実施計画書に従い、あらかじめ監督員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 工程管理は、前項の実施工程表により、適正に行うこと。
- (3) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (4) 毎月末の「作業出来高報告書」により作業の進捗状況を監督員に提出すること。
- (5) 作業実施の都合上、休日、祝日、夜間等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

9 作 業 記 録 写 真

受注者は、次の各項目に従って、作業記録写真を作成し、作業完成時には、工種ごと工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完成届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管渠内から撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象および受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 1枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、張り合わせること。
- (5) 写実は、原則としてカラー撮影とすること

第 2 章 安全管理

1 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させること。

- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。

2 作業員の安全管理

- (1) 受注者は、この作業に当っては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) この作業に当って、下水道工作物又はガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
- (3) 作業に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておかなければならない。
- (4) 受注者は作業する当日の気象状況を確認しておくこと。また、作業中においても気象情報に注意すること。
- (5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。

第3章 清掃作業

1 一般事項

- (1) 受注者は、作業箇所を事前に監督員に連絡すること。
- (2) 作業に当っては、管口をいためないようにガイドローラー等を使用するなど、保護措置を講じ、下水道工作物等に損傷を与えないよう、十分留意すること。
- (3) 作業に当り仮締め切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。
- この仮締め切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。
- ただし、上流に溢水のおそれがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業に当り地先住民等に迷惑のかからぬよう、極力騒音、振動等の防止につとめること。
- (5) 受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業に当り、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度、洗浄清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

2 清 掃 作 業

(1) 作業時間

作業に当っては、道路使用許可条件を厳守すること。

(2) 土砂の流下防止

作業に当っては、下流側に土砂を流出させてはならない。

万一、下流側に流出させた場合は、影響区間の流出土砂を取り除くこと。

(3) 土砂の運搬

ア．水分の多い土砂については、水切り等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。

イ．運搬車の使用に当っては、土砂の流出、飛散及び悪臭の漏れるおそれのない構造の車を使用すること。

(4) 汚泥の処分

ア．本委託により収集した汚泥は川越市上下水道局が別途契約している中間処分場に搬入すること。

イ．マニフェストは監督員と協議し適切に処理すること。

(5) 異状時の処置

ア．清掃作業が困難な状態になったときは、ただちに監督員に報告し指示をうけること。

イ．作業区間の工作物に、破損、不等沈下、腐食等の異状を発見したときは、すみやかに監督員に報告すること。

第4章 その他

1 作 業 の 完 了

(1) 清掃作業により発生した土砂は、確実に管渠外に搬出し、処分されたことを当局検査員の検査をもって作業の完了とする。

(2) 調査作業を完了し、所定の成果品が提出された後、当局検査員の検査をもって完了とする。

2 検 査

(1) 中間検査及び完了検査には、受注者又は代理人が必ず立ち合うものとする。

- (2) 検査は、受注者の提出した日報、写真、完成図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の清掃を行うこと。

尚、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。

- (3) 検査は、川越市上下水道局契約規程、契約書等により行う。

3 特 に 定 め の な い 事 項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、作業の実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し指示を受け処理すること。

公共下水道サイフォン清掃業務委託（その３）特記仕様書

（趣旨）

第１条 この特記仕様書は、公共下水道サイフォン清掃業務委託標準仕様書に定めるもののほか、委託に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条 この特記仕様書は、川越市上下水道局の発注する公共下水道サイフォン清掃業務委託（その３）に適用する。

（土砂の搬出）

第３条 本委託により発生する土砂については、下記に示す内容を報告するものとする。

なお、受入先の指定されている土砂についての搬出の手続き等は、監督員の指示及び受入地の指示による。

・ 搬 出 先 大丸商事株式会社
（場所 埼玉県狭山市広瀬台２－１２－１３）

・ 種類及び処分量 汚泥（下水道汚泥）
・ 搬 出 時 期 契約日～令和８年３月１３日

（廃棄物の処理）

第４条 受注者は、委託業務実施計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、運搬事業者は処分業者と産業廃棄物処分委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

２ 産業廃棄物については、原則、電子マニフェストにより管理する。

（安全管理）

第５条 作業中の労務災害の防止はもちろんのこと、周辺部に幹線道路等があることから、歩行者や車両等への第三者災害の無い様安全管理を第一に考え、充分配慮するとともに事故のないようにすること。